

コメントの概要及びコメントに対する考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)改訂(案)	本改訂案
監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)	コード

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>次の理由により本改訂案の趣旨及び改訂内容に賛同する。</p> <p>監査に対する信頼性を維持・向上させるために、監査に携わる全ての監査事務所が監査品質の確保とその持続的向上に向けて対応することが必要であると認識している。また、監査が社会の期待に沿って今後も発展していくためには、各監査事務所が監査品質の確保と持続的向上をもたらす組織的な運営に不断に取り組み、その取組状況を広く社会一般に説明していくことが不可欠であると認識している。</p> <p>2022年に成立・公布された「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」及びこれに関連する政令・内閣府令において、上場会社等を監査する監査事務所は、コードに沿った業務を実施する体制の整備等が義務付けられ、今まで同コードを適用していなかった多くの中小規模の監査事務所が同コードの適用対象となったことを踏まえ、同コードを様々な規模・特性等を持つ監査事務所が適用するための必要な改訂が本改訂案に盛り込まれていると考えている。</p> <p>2017年のコード策定以降、我が国の監査法人の活動内容は更に拡がり、監査法人自ら、又はそのグループ会社等を通じて様々な業務を手掛けるに至っている。さらに、比較的規模の大きい監査法人がグローバルネットワークに加盟し、中小規模の監査事務所においてもグループを構成して業務を行っている例が見られる。このような関係と、その関係が監査品質の確保とその持続的向上に与える影響について、私的組織間の契約上の守秘義務や競争上の機密情報の秘匿に十</p>	<p>本改訂案の趣旨にご賛同頂き、ありがとうございます。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>分な配慮をしつつ、積極的な開示を求め、監査法人がその要請に主体的に対応することは、被監査会社の監査役等や資本市場の参加者等による監査法人の組織的運営に関する理解を深め、監査の信頼性の確保につながるものとする。本改訂案における新たな開示規定は、被監査会社の監査役等や資本市場の参加者等の情報ニーズと情報の秘匿の必要性に関して、適切なバランスを保った内容になっていると考えている。</p> <p>本改訂案は、改訂前のコードと同じく、コンプライ・オア・エクスプレインによる適用方法が採られており、形式的又は横並び的な「コンプライ」を求めるものではなく、各監査法人が自らの規模・特性、個々の状況や時代の要請に即して、主体的に監査品質の持続的向上とそれを可能にする組織的な運営に様々な方法で取り組むことを主眼としていると理解している。監査法人が、コードの特定の原則又は指針を実施することが合理的でないと判断した場合の理由等の十分かつ具体的な開示を含むコードの適用状況や、監査品質の向上に向けた取組について適切に開示を行うことを通じて、資本市場の参加者等との対話を行い、資本市場の参加者等からの疑問、批判及び期待に監査法人が触れる機会を持つことが、監査品質の持続的向上にとって非常に重要だと認識している。</p>	
2	<p>本改訂案は、上場会社監査が大手監査法人から準大手、中小規模監査事務所へ移っていることを背景として、個別原則へのコンプライ・オア・エクスプレインの枠組みを維持しつつ、上場会社を監査する全ての監査法人にコードの受入れを求めるとしたものである。また、本改訂案の内容が、上場会社監査を行う中小監査法人等の受入れにも馴染み、監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある内容となるよう見直されている。</p> <p>上場会社の監査を担う監査法人は、財務情報の信頼性を確保することを通じて、市場の公正性・透明性を確保するとともに、投資者・債権者の保護を図るといふ、いわゆる資本市場の健全性と信頼性を確保するゲートキーパーとしての重要な役割を担っている。</p> <p>そうした重要な役割を担う監査法人は、大手や準大手の監査法人だけでなく、中小監査法人にお</p>	<p>本改訂案の趣旨にご賛同頂き、ありがとうございます。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>いても上場会社監査を担う以上は上場会社の監査にふさわしいレベルの確保が重要と解される。本改訂案の前文によれば、本改訂案は、基本的には上場会社を監査している中小監査法人の体制強化を目指したものであり、現状を踏まえれば必要な見直しであると評価できる。</p>	
3	<p>本改訂案が実施されることによって、大きな影響を受けるのは中小監査法人と解されるところ、その結果、中小監査法人においては、監査品質を向上させるためのコストが増加することも想定される。中小監査法人の監査を受ける上場会社においては、かかる事情を理解したうえで監査を依頼する必要があるものであり、また、上場会社に対する監査の重要性に鑑みれば、上場会社においては、相応の監査コストの増加があり得ることも理解すべきと解される。</p> <p>そのため、本改訂案が確定した際には、金融庁が、このようなコードを策定した理由、意義などを、経済界、市場関係者、監査役支援団体など、関係各所にわかりやすい形で周知徹底されることをお願いしたい。</p> <p>また、日本公認会計士協会には、特に中小監査法人に対して本コード対応の実務的なサポートを要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>前段のご指摘について、金融庁において、必要に応じて本改訂案について周知徹底がなされるものと考えております。</p> <p>また、後段のご指摘について、本改訂案の「前文」において、「日本公認会計士協会が、これまでの自主規制における知見や経験を活用し、職業専門家団体としての十分な指導・監督機能を発揮していくことが期待される」旨を記載させていただいております。</p>
原則1		
4	<p>本改訂案の「原則1」の「考え方」の第3段落目に追記された「法人の構成員による職業的懐疑心が十分発揮されるよう、適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備」は喫緊の課題である。すなわち、大手、準大手の監査法人は監査に伴うリスクを回避するため、監査を受託する企業を絞り込む傾向にあり、いきおい中小法人が引き受ける上場会社が増えている。しかし、近年、処分を受ける中小法人が増えており、ガバナンスの根幹である公正な経営のお墨付きである監査法人監査への信頼性が揺らいでいることからすれば、当該追記は、当然になされるべきものである。また、それにとどまらず、これを受けた監査法人の対応についての適切な検討や指導等がなされるようにすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
5	<p>本改訂案の「原則1」に新設された「指針1-6」では、監査法人のグローバルネットワークへの加盟や他法人等との包括的な業務提携を行なっている監査法人に、その運営を明らかにすることを求めている。非監査業務との利益相反の危険性がかねてより指摘されてきたものである。監査法人のグローバルネットワークへの加盟や他法人等との包括的な業務提携によって、その範囲がさらに広範なものへと拡大しかねないことからすれば、大手、準大手監査法人から中小監査法人に至るまでかかる危険性を踏まえた説明を行うべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
原則2		
6	<p>本改訂案の「原則2」では、監査法人の組織体制として、実効的な経営(マネジメント)機能の確立を求めている。大手監査法人では、規模の拡大で内部のガバナンスが効かず品質確保がおろそかになる危険があるとされ、また、中小監査法人では意思決定機関と業務執行機関の区分・位置付けが不明確である場合や業務管理体制が未整備又は不十分であるなどと指摘されている。このため、規模にかかわらず「監査品質の確保」等を図るために実効的な経営機能を有することは必要であり、今般の見直しは必要なものと解される。また、今後は、規模に応じた実効的な経営機能についての具体的な取り組みを検討し、明らかにしていくことが求められよう。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の「規模に応じた実効的な経営機能についての具体的な取り組みを検討し、明らかにしていくこと」については、各監査法人の判断で、規模・特性等に応じて取り組んでいくべきものと考えております。</p>
原則3		
7	<p>本改訂案の「原則3」を受けて、今後、中小監査法人においても監督・評価機関の構成員として独立性を有する第三者の登用が進むと思われる。また、その際には、上場会社でコーポレートガバナンスや監査を担ってきた経験者もその候補者になりうると解される。しかしながら、「原則3」の「考え方」の第2段落目に「企業や他の監査法人における組織的な運営の経験」と記載されているが、この場合の「組織的な運営の経験」は、いわゆる「経営経験」と受け止められる可能性が高く、上場会社でコーポレートガバナンスを担う独立社外取締役や監査役等の経験を持つ者が求められる点について十分な理解を得にくいように思われる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>前段でご指摘のありました「企業や他の監査法人における組織的な運営の経験」は、独立性を有する外部の第三者の知見の一例として記載させていただきます。</p> <p>各法人が活用する独立性を有する第三者の知見については、各法人において規模・特性等を踏まえて適切に判断されるべきものと考えています。</p> <p>その上で、各法人が独立性を有する第三者を活用するにあたっては、規模やガバナンス体制、組織的な業務運営上の課題等を踏まえて、独立性を有する第三者に期待する役割や独立性に関</p>

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>そのため、当該箇所を以下の下線のとおり修正することを検討されたい。</p> <p>(文案)</p> <p><u>上場企業の組織運営やコーポレートガバナンス、監査を担った経験、他の監査法人の組織的な運営の経験</u></p> <p>また、今後は、独立性を有する第三者の活用にあたり、監査法人の規模に応じた具体的な取り組みが検討されるべきである。</p>	<p>する考え方を明らかにすることが重要であると考えております。</p> <p>後段でご指摘のありました「独立性を有する第三者の活用にあたり、監査法人の規模に応じた具体的な取り組みが検討されるべき」との点については、各監査法人の判断で、規模・特性等に応じて取り組んでいくべきものと考えております。</p>
8	<p>本改訂案の「指針3-3」に記載している「監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に期待される業務として、「監査法人の法令遵守への関与」も加えた方が良いと考える。</p> <p>新しい業務や新しい状況に遭遇する場合において、時として法令に関する問題が生じたりするものであるが、その様な場合においても、監査法人が法令を遵守して経営を行えるように考慮・検討・確認等するというのも、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者が行う業務であると考えている。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の点について、本改訂案の「指針3-3」には、「監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に期待される業務」の例示を記載させていただきましたが、各監査法人が独立性を有する第三者を活用するにあたっては、規模やガバナンス体制、組織的な業務運営上の課題等を踏まえて、独立性を有する第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすることが重要であるとと考えております。</p>
原則5		
9	<p>本改訂案の指針5-2では、監査法人が説明すべき項目として、上から6番目に「監督・評価機関等の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割、及び貢献及び独立性に関する考え方」と記載しているが、独立性を有する第三者が選任される場合、上場会社の独立社外取締役と同様に、その活動状況が大きな関心事となると考えられる(会社法施行規則第124条第1項第4号参照)。そのため、指針5-2の上から6番目の項目を以下の下線のとおり修正することを検討されたい。</p> <p>(文案)</p> <p>監督・評価機関等の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割、及び貢献及び独立性に関する考え方及び活動状況</p>	<p>ご指摘の「独立性を有する第三者の活動状況」については、「指針5-2」に記載しております「貢献」の中に含むものと考えております。</p>